守口市都市計画マスタープラン（案）のパブリックコメント意見と意見に対する考え方

【募集期間】令和3年1月15日～令和3年2月15日
【募集方法】広報もりぐち1月号及び市ホームページに募集概要を掲載し、メール、郵送、FAX、各公共施設に設置の応募箱への投函により受付
【 件　数 】2件

No.	枝番	ご意見	守口市都市計画マスタープランの考え方	計画案の修正
1	1	守口市は以前から企業城下町として発展してきた歴史があり、どうしても そこから抜け出られないようです。道路は狭く、密集した住宅地があちこちに点在しています。 守口市を発展させてきた要因が、現在では負の要因として横たわっています。企業城下町の欠点は住環境の実態に市民の関心が薄いことです。まずは、一般市民に自分の住居の周辺しか知らないということを無くすために、市内巡回バスを充実させ、市内の隅々まで市内を見学できるようコミューターを張り巡らせ、そのコミューターの利用回数が多い乗客に商品券を贈呈する、というスタンプラリーを行うことを提案します。	ご意見の趣旨のとおり、本市には大手家電メーカーの企業城下町として発展してきた歴史があります。また、市街地の状況として、本計画でも『幅員4m未満の道路で構成された市街地が分布しています。』とするなど、狭隘な道路や密集市街地の現状についても認識しています。加えて、住環境のみならず、本市の市政に広く関心をもっていただくことは重要であることから、本計画の実現には『行政、企業、市民等がまちづくりの方向性を共有することが必要です。』とするなど、市民との協働についても、分野別方針を中心に記載しています。	－
2	1	P43(2) 公共交通整備の方針 2) 公共交通の利便性向上と利用促進 「高齢者らのニーズを的確に反映するためアンケートやヒアリング等をおこない、『地域公共交通網形成計画』を策定します。」と付け加える。	現在、学識経験者の方々を中心とした「公共交通のあり方研究会」を開催し、本市の公共交通についての研究を行っています。また、令和2年11月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」では、、地方公共団体による地域公共交通計画の作成が努力義務化されたことなども踏まえ、その策定についても、当該研究の過程等を通じて検討します。	－
2	2	P45(3) 自転車環境等の整備の方針　①自転車走行環境の整備 「また、車道上に自転車通行帯を設けるだけでなく、高齢者や児童の自転車通行の安全のため、歩道上の車通寄りに自転車通行可能帯を 整備します。」と付け加える。歩道幅にゆとりがある場合は、大阪市内の歩道に見られるように自転車通行可能帯を色分けして、歩行者と自転車利用者を分離し、各々の安全の確保をすべきと考える。	自転車は道路交通法上の軽車両であり、その通行に関しては、車道の端を左側通行することが原則であることから、本市においても、同様の取扱いとしています。	－
2	3	P52(2) 市街地景観の質的向上　1)景観に配慮した公共施設の整備 「公民館」は平成29年度中に廃止されている。ここは「コミュニティセンター」に修正する。	当該箇所について、『学校やコミュニティセンター、文化スポーツ施設等の公共施設の整備・改修に際しては、周辺の環境に配慮した整備に努めます。』と記載します。	修正あり
2	4	P53(1) 震災・火災に強い市街地形成　②住宅・建物等の耐震化 「大阪北部地震で問題となった老朽・不適格ブロック塀の撤去・適格化を促進するため、改修等に対し支援します。」と付け加える。	「守口市ブロック塀等撤去補助制度」は、市内に存する危険なブロック塀等の安全対策を促進し、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による市内の人的又は物的な被害の軽減を図ることを目的として、これまで実施してまいりましたが、事業開始から一定期間が経過し、相当の事業効果があったことに加え、個人の財産の適正な管理責任という観点からも、令和3年3月の終了を見込んでいます。	－
2	5	(3)洪水対策の推進 「・夜間などに急激な浸水被害があった場合、近隣の高層マンション等に住民が一時避難できるように協力関係の構築をします。」と付け加える。	ご意見の趣旨については、本計画においても、浸水時の一時避難も含めたものとして、『大規模災害発生に対応すべく、幅広い事業者と協力関係を構築します。』としています。	－